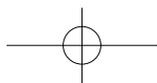


東郷 茂彦 提出 学位申請論文（課程博士）

『天皇の永続性の研究 ―近現代の制度と人物を中心に―』 審査要旨

論文の内容の要旨

本論文は、「天皇の永続性の研究―近現代の制度と人物を中心に―」と題し、古代天皇制以来現代の象徴天皇制に至るまで存続している「天皇」という日本独特の制度の歴史を「永続性」という視点から捉え、その永続性の有する意味と意義、メカニズム等について、主に近現代の制度や関連人物を中心に考察したものである。本論文は、序章と終章及び十二章からなる本論で構成されているが、本論の全十二章は内容的には大きく五部に分けられている。すなわち、第一章から第三章までが第一部「大祓」、第四章と第五章が第二部「陵墓」、第六章と第七章が第三部「神宮」、第八章と第九章が第三部「皇統」、第十章から第十二章までが第五部「天皇」という構成になっており、多角的な視点から「天



皇の永続性」を担保する諸制度とそれらに関連した人物の思想や事績が論述されている。

序章「本研究の目的・方法と、「天皇の永続性」の基礎的考察」では、本論文の全体の研究目的・方法及び論者が「天皇の永続性」を考察するための基本的視座として挙げている「皇統男系」、「天皇神聖」、「共同体弥栄」について論じ、併せて本論文に関連する先行研究の一覧も附されている。

第一部「大祓」では、古代より国家の安寧を願う重要な祝詞とされ、伝承されてきた大祓詞と大祓に関連する儀式等について論述している。第一章「大祓詞の顕す日本国家観・国体観」では、鎌倉期から現代に至るまでの大祓詞に関する代表的な関連文献を取り上げ、大祓詞における日本の国家創生に係る神話と信仰について、これらの注釈者・研究者等がどのように論じているかを紹介している。

次いで、第二章「近代の大祓式・大祓詞・節折の再興と変容」では、明治維新以降の近代日本において、大祓式の宮中での復興の様子を、天皇の安寧・健康を

祈願する節折の儀も含めて考察し、また神社の祭祀として定められた大祓の儀と大祓詞が、明治初期の文明開化などとの相克をはじめ、どのような歴史的状況・背景を経て現在最も一般的な形式である神社本庁策定・蔵版の大祓詞・大祓式となったのかについて検討を加えている。第三章「田中治吾平の天皇観・神道観と大祓詞排撃論」では、昭和前期の非常時意識の高まった昭和十二年に、独自の神道論を唱道した神道家の田中治吾平を取り上げ、大祓詞を国体背反の邪教と排撃した特異な思想と活動を紹介し、大祓詞の有する意味内容の解釈における多様性の一端としての田中の思想や天皇観を時代背景と共に論述している。

第二部「陵墓」では、「天皇の永続性」を目に見える形で示すモノという観点から、初代神武天皇以来明治期に至るまでの歴代天皇・皇族の陵墓治定に主導的役割を果たした人物とその行政について論じている。第四章「明治二十二年の陵墓治定と、足立正聲」では、明治二十二年に全天皇の陵墓治定を行った宮内省諸陵助足立正聲の陵墓治定の方途と意義を検証している。次いで、第五章「明治から昭和初期の山口鋭之助の事績と皇室・国体観」では、諸陵頭となった

足立正聲の後任として明治四十年から大正十年までの長期にわたり諸陵頭に在職し、天皇・皇族の陵墓治定、陵墓管理の在り方、国民の陵墓参拝等に尽力した山口鋭之助の業績と思想を考察している。

第三部「神宮」では、「陵墓」と同じく、「天皇の永続性」を象徴する目に見える存在としての皇祖天照大御神を祀る皇大神宮（内宮）に関連する考察を行っている。第六章「官国幣社保存金制度の成立・背景・意義」では近代の神社行政制度の大きな転換点ともいえるべき明治二十年に導入された官国幣社保存金制度を取り上げ、国家（政府）が責任を持つのは「神宮」のみとして明治二十年から、三十九年まで実施された政策の歴史的かつ今日的意義を説き、「神宮」は国家が責任を持つという考え方は、戦後における国家と皇室・神宮との在り様を考える上でも重要と指摘している。

第七章「神宮制度是正問題と「政教分離」」では、先の大戦の終結により、重大な変化に直面した神宮と天皇・皇室との関わりについて触れ、そのあるべき関係性・真姿を求めて当時の関係者は戦後の危機的状況をどのように乗り切る

うとしたのか、その軌跡を「神宮制度是正問題」に焦点を当てて論じている。また、平成二十五年の式年遷宮を契機とする神宮に対する国民の関心の高まりを踏まえ、広くは政治と宗教、皇室・国家と神宮との関係にも関連する今後の神宮の在り方についても言及している。

第四部「皇統」では、「天皇の永続性」を担保する大前提である皇統をめぐる問題を取り上げ、「血統永続装置としての皇族」に焦点を当てて論じている。第八章「血統永続装置としての皇親・皇族制」では、古代から近代に至るまでの皇室の構成員、就中、皇位継承者をどのように決め、皇統が維持されたのかについて多角的かつ通史的な考察を加えている。古代から近世末期までの親王宣下・世襲親王家などの諸制度や賜姓降下・宮門跡などが考察対象とされ、さらには近世末期までのこれらの制度が明治維新以降どのように変化したのかについても論究している。すなわち、明治初頭の宮家再編、皇室典範、皇室典範増補、皇室降下準則等を検討・考察し、最後に昭和二十二年の十一宮家の臣籍降下を扱っている。

第九章「皇統制度変更企図の考察」では、現代における皇室が直面する課題について論じている。平成十六、十七年の小泉内閣下での皇室典範改正問題の経過や神社界を含めた様々な反応などを紹介、さらには平成二十八年八月の今上陛下によるビデオメッセージをきっかけとした天皇の譲位を巡る諸問題や、関連有識者ヒアリングの内容における「天皇の永続性」との関わりなど、今日的な課題についても論じている。

第五部「天皇」では、「天皇の永続性」を人物面から総括している。第十章「上杉慎吉の系譜からみる天野辰夫の皇道・国体論」では、昭和八年におきた神兵隊事件の首謀者・天野辰夫を、その師である天皇主権説論者・上杉慎吉の思想的系譜から取り上げている。大正デモクラシーの時代から昭和六年の満州事変を経ての社会情勢の変化、昭和十年の天皇機関説問題に至る時代にかけての天野がどのような経過で、実力行動による改革を志すようになったのか。法廷闘争を含め、当時の日本社会はその行動をどう受け止めたのか。時代の表象としての皇道論、国体論、日本民族論、その淵源である記紀神話に連なる天皇観を

通して、師弟の思想と行動の系譜を辿りつつ、天皇の永続性との関わりについて考察している。

第十一章「葦津珍彦の「明津御神」観と天皇祭り主論」では、戦前・戦後を通して神道界の理論的指導者として知られる葦津珍彦の明津御神観と天皇祭り主論を中心に考察している。葦津の戦前期の所論に「明津御神」論があることに着目し、戦後の時代の激変のなかでもその論が一貫性を保持していたと指摘、昭和二十六年の「民族の一般意思」、昭和三十八年の「昭和の君主制」、昭和四十六年の天皇の「祭り主」論という三段階を経て葦津の天皇論を深化したと論じている。

第十二章「昭和二十一年元旦詔書に観る「天皇の永続性」」では、昭和二十一年元旦詔書について考察している。同詔書は、いわゆる「天皇の人間宣言」とされ、これを以って、天皇の神性はなくなったとの論が内外に有力にあることに対し、天皇自身をはじめ、側近者の発言や見解、詔書の分析と解釈、発布に至る経過等を調査・考察し、詔書の目的は「天皇の過度の神格化」を止めるためのもの

ではあるが、天皇の「神性」は損なわれていないと述べ、同詔書の意味内容の正確な理解こそが「天皇の永続性」の根幹に関わる重要事項と指摘している。

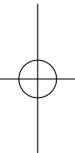
終章「本研究の特質・課題と、「天皇の永続性」の今後」では、序章で提起した本論文の目的・方法が、本論全十二章に適應しているかどうかについてのいわば自己点検・自己評価が述べられており、またこれからの検討課題、例えば「天皇永続性」を考えるうえで重要な「神勅」や「三種の神器」、あるいは宮中祭祀、などについては本論でほとんど言及できず、今後の課題であると結んでいる。

論文審査の結果の要旨

天皇や天皇制に関する研究には膨大な蓄積があり、それらの一々を熟読吟味して新たな天皇論を提示すること、それはおよそ不可能な作業であると言っても過言ではない。戦後の天皇・天皇制研究に画期的な業績を残した網野善彦はかつて、「日本国」と「天皇」のように、同一の国号を保持する「国家」と、

同じ呼称を持つ「王権」が、現在にいたるまで一三〇〇年余にわたって、一応「不可分」の関係をつづけてきたという事態が、人類社会の中ではきわめて特異な事例であることの認識の不徹底に関わることであり、ようやく敗戦後、五十余年にして、われわれは「日本国」と「天皇」、「国家」と「王権」をそれぞれ相対化し、始めもあれば終りもある歴史的な存在として、本格的な研究の対象とする地平に立ったということができると述べたことがある（『岩波講座 天皇と王権を考える』第1巻、岩波書店、二〇〇二年）。

本論文「天皇の永続性―近現代の制度と人物を中心に―」は、この網野の「日本国」と「天皇」のように、同一の国号を保持する「国家」と、同じ呼称を持つ「王権」が、現在にいたるまで一三〇〇年余にわたって、一応「不可分」の関係を つづけてきたという事態が、人類社会の中ではきわめて特異な事例である」という言に触発されながらも、「日本国と天皇との関係の相対化」を目指す網野とは異なって、それだからこそ「一三〇〇年余にわたって」続いている「天皇の永続性」を担保した様々な要素のより精緻な研究が必要であるとの認識から「日



本国と天皇」との関係を解明しようとしたすこぶる大部な意欲作である。

すなわち、古代天皇制から現代のいわゆる象徴天皇制に至る天皇及び天皇に係る制度や人物の考察を通して「天皇の永続性」について、近現代を中心に考察することを目的としたのが本論文であり、天皇という制度は古代より日本に定着し、今日まで続く「永続性」を有した制度という理解を前提として、その天皇の制度が有する意味や意義、メカニズム等の分析・解明を多角的な視点から試みた点に本論文の全体的価値があると思慮するものである。

このように、本論文は、「天皇の永続性」を解明するために、その構成を「大祓・「陵墓」・「神宮」・「皇統」・「天皇関連人物」の五項目に分け、本論全十二章においてそれぞれの視点から「天皇の永続性」を担保すると論者が思慮する制度や当該制度に係る人物の事績や思想について検討し、考察を加えている。その考察の対象となる各々の項目も、これまでの天皇・天皇制研究には見られない極めて異色なものだと言えよう。無論、異色とはいっても、それが単なる奇異を銜った考察ならば、およそ学位申請論文としての条件を備えた内容とは成り得ない。

果たして、論者はこの条件を備えた内容ある論を展開しているかどうか問題となるのであるが、まずは一定の成果は挙げていると評価出来よう。その評価すべき点を本論文の第一部「大祓」を例にして見てみよう。

言うまでもなく、大祓詞は、古代より国家の安寧を願う重要な祝詞とされ、伝承されてきたものであるが、その大祓詞が制度として機能したのは大祓の儀式においてである。そこで、論者は大祓詞と大祓の儀式の密接不離の關係に着目し、第一章「大祓詞の顕す日本国家観・国体観」で、大祓詞には日本の創生神話と信仰が語られていることを、伝弘法大師著とされる『中臣祓訓解』をはじめ、現代の青木紀元の『祝詞古伝承の研究』や上田賢治の『神道神学論考』など二十二に及ぶ関係文献を分析・考察し確認している。大祓詞に関する注釈書や研究は中世以降近現代に至るまで数多あるが、その中から論者が重要と目する文献を丹念に読み込んで、各文献には日本国家の創生神話と信仰が語られていることを示す内容で共通していることを明らかにしている。

論者はこうした地道な解明作業を踏まえた上で、第二章「近代の大祓式・大

祓詞・節折の再興と変容」において、幕末維新期から大正期にかけての天皇の「神性」を担保する節折や国家・国民を対象とする大祓の儀式が再興され、かつは変容していく歴史的背景と過程を丹念に解明している。

この大祓の再興については、これまでに星野光樹や高原光啓などの先行研究があるが、論者はこれらの先行研究を十分に踏まえた上で、宮内公文書館や国立公文書館などに所蔵される多くの一次史料や文献を駆使して、近代における大祓の再興過程やその変容の実態を明らかにしている。とりわけ、明治初年の大祓再興に際して「二部制の大祓式」が採用され、祓詞も従前の大祓詞ではなく簡略化されたものとなったことについて、「文明開化との相克」などの背景・要因を指摘している点は、明治初期の文明開化政策と神道による国民教化政策との関連を考える上でも重要な指摘と評価できよう。

このように、第一部「大祓」では、明治維新を経た近代日本において、大祓式の宮中での復興や天皇の安寧を祈願する節折の儀の再興過程、さらには神社の祭祀として定められた大祓の儀と大祓詞がいかなる経緯を経て戦後の神社本

庁のそれに継承されたのか、などが近現代を通しての視野から論じられている。全国各地の神社で一年に二度執行され、国民からも親しまれている神社の行事としての「大祓」の意義を考える上でも貴重な論考だといえよう。

ただ、敢えて第一部「大祓」での構成上の問題点を挙げるならば、第三章の「田中治吾平の天皇観・神道観と大祓詞排撃論」をこの部に組み込んだことである。昭和前期の非常時意識の高まった昭和十二年に、独自の神道論を唱道する田中治吾平が大祓詞を国体背反の邪教と排撃した件を紹介することに意味がないとはいわない。だが、本論文の構成からするならば、むしろ、第五部「天皇」の部で論じている天野辰夫や葦津珍彦と同様に戦前・戦後を生きた「天皇の永続性」を当時の時代状況から「大祓詞」を通して逆照射した稀有な神道人として扱うべきであって、大祓詞の有する意味内容、その具現化された形態としての大祓詞の意義を論じた第一章及び第二章で論者の研究目的はある程度は達成されていると思慮するものである。

以上、第一部「大祓」を例に挙げて、本論文の評価すべき点や構成上の問題

点などに若干触れてきたが、こと第一部に関しては学位申請論文にふさわしい内容を有していると総括できよう。しかし、大祓詞に日本国家の創生神話と信仰が語られているのというのなら、日本国家を構成するには天皇だけでなく、そこには「天之益人」たる国民が存在しなければならぬ。明治初年から現在に至る神社での大祓も氏子・崇敬者（国民）があればこそその執行である。そのことを十分に考慮した上での立論でないことは確かであり、当該論考の瑕疵であろう。

本論文には、第一部「大祓」の部に象徴的に表れているように、ある程度評価すべき点と博士学位申請論文としての一貫性・整合性に少しく問題がある点が見られる。個別の研究論文としては一定の水準を保っていること、あるいは従前の先行研究にはない独自の視点と分析があることは確かであり、論者にとって、それぞれの論考が「天皇の永続性」に収斂する内容であることは認めるとしても、客観的に見るならば、「天皇の永続性」を論じたいあまりからか、ややもすれば、強引とも思える論文の配列・構成とになっている嫌いがないでもない。

そのことは、前記「大祓」はともかくとして、第二部「陵墓」や第四部「皇統」ではさほど感じられないが、第三部「神宮」ではかなり明瞭に見て取れる。

古来、伊勢の神宮が天皇・皇室と密接不離の関係にあることは今更言及するまでもないことであるが、それを明治二十年の官国幣社保存金制度で神宮だけが特別扱いとなったことは、すでに新田均等の先行研究が明らかにしているところである。そうした業績を前提にして論者が官国幣社保存金制度を素材に、「天皇の永続性」に係る国家（政府）の神宮特別待遇策を論じること自体は無意味ではない。だが、いくら論者が明治十九年の「神社改正之件」に「皇大神宮ハ帝室ノ根本国家ノ宗祀」と謳っていることを挙げて、当時の神宮に対する国家（政府）による行政の実態を勘案して立論しない限り、単なる文言の無批判的受容と評価されても仕方なからう。天皇と神宮との関係に「天皇の永続性」を探ろうとするのなら、当時の国家（政府）の神宮に対する明瞭な冷遇策（それは神宮大麻頒布や明治二十二年の式年遷宮に象徴的に表れている）などを見据えた上で、近代及び戦後の神宮制度の変遷に関する綿密な考察を前提にして

論じるべきだと考える。

さらに、第五部の「天皇」の部に関していうならば、この部は「天皇」ではなく「天皇論」とでも題すべきであり、前述した田中治吾平を含め、何故に天野辰夫や葦津珍彦が「天皇の永続性」を考察する上で必要不可欠の人物であるのかを明確に提示すべきであったと思慮する。

このように、本論文の内容及び構成にはいくつかの問題点が指摘できるが、論者にとってはすべての論者が「天皇の永続性」に係る研究であることは十分理解できる。また、第二部「陵墓」の部の足立正聲や山口鋭之助をめぐる論考に見られるように、論者がいう目に見える「天皇の永続性」を象徴する歴代天皇・皇族の陵墓治定に関しての実際の行政に従事した人物の詳細な研究はこれまでにないものであり、画期的なものと評しても過言ではなく、現在の陵墓研究の最先端に位置し、その研究を牽引してきた外池昇をはじめとする陵墓治定をめぐる研究には見られない新たな研究成果であることは間違いない。

最後に、第五部「天皇」に所収されている第十一章の葦津珍彦論と第十二章

の昭和二十一年元旦詔書について少しく触れておく。葦津が戦後の神道界において最も重要な理論家であり実践運動家であることはよく知られている。その葦津の神道論の根底には戦前から抱いていた「天皇明津御神論」があり、それは戦後においても維持・発展されたものであったことを解明した本論考は、現今盛んになっている葦津珍彦研究にとっても大いに貢献する刺激的なものといえよう。また、元旦詔書をめぐる考察においても、詔書の目的は、天皇の過度の神格化を止めるためのものであり、天皇の「神性」を否定したものではないとの指摘は、戦前の「神聖天皇」と戦後の「象徴天皇」の連続・非連続をめぐる問題にも新たな視点を提供するものと評価できよう。

以上述べてきたように、本論文には天皇・天皇制研究として見れば個々に評価すべき点は多々あるが、他方、前記したように個別の論考にしても欠点は少なからずあり、また博士学位申請論文としての統一性・整合性の観点からすれば少しくの問題があるといわざるを得ない。しかしながら、これらの欠点・難点に関しては論者も十分に認識・理解しているところであり、何よりも「天皇

の「永続性」に焦点を当てて本大学院入学して以来、一貫して一連の研究成果を発表し、纏め上げた努力は高く評価されるのであり、それは本論文第四部「皇統」の第八章「血統永続装置としての皇親・皇族制」に見られるように、先行研究を丹念に吟味し、そこで用いられている諸資料を再度検討して「天皇の永続性」の要素を俯瞰的に見渡した上で近現代における「天皇の永続性」を多角的に考察しようとする姿勢が生み出したものだと思慮する。

以上の審査結果をもってすれば、本論文の提出者東郷茂彦は、博士（神道学）の学位を授与されるべき資格があるものと認める。

平成三十年一月十日

| | | | |
|----|---------|------|---|
| 主査 | 國學院大學教授 | 阪本是丸 | 印 |
| 副査 | 國學院大學教授 | 武田秀章 | 印 |
| 副査 | 國學院大學教授 | 西岡和彦 | 印 |

東郷 茂彦 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（神道学）の学位を授与される学力があることを確認した。

平成三十年一月十日

学力確認担当者

| | | | |
|----|---------|------|---|
| 主査 | 國學院大學教授 | 阪本是丸 | 印 |
| 副査 | 國學院大學教授 | 武田秀章 | 印 |
| 副査 | 國學院大學教授 | 西岡和彦 | 印 |